

望まない受動喫煙を防止するために

- 山形県警察が管理するすべての庁舎^(※)は
令和元年7月1日から「敷地内禁煙」

となります。

※ 警察本部、警察署、交番、駐在所、警察学校、山形県総合交通安全センターなど
(駐在所の居住スペースなど人の居住の用に供する場所や管理権限者が山形県警察
以外の場所は除かれます。)



禁 煙

No Smoking

「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。

山 形 県 警 察